

# LANDSCAPE PLANNING OF FUEFUKI CITY

March, 2013

## 笛吹市景観計画 概要版

平成25年3月  
笛吹市



# ■ 笛吹市景観計画のあらまし

## 1 景観計画とは

「笛吹市景観計画」とは、平成16年6月に制定された「景観法」に基づき、笛吹市が策定した計画です。笛吹市は、平成21年6月に「景観行政団体」になり、景観形成の取り組みを進めています。

「笛吹市景観計画」は、笛吹市らしい良好な景観づくりを総合的かつ計画的に推進するための「総合指針」として、また、本市のかけがえのない美しい風景に誇りと愛着をもち、次代を担う子どもたちに引き継ぐための、市民・事業者・観光客・行政等に共通する「協働の指針」として策定したものです。

## 2 基本理念



### 心豊かな暮らしを映す桃源郷のふるさとを誇る風景づくり

【景観形成に向けて重視する視点】

- ▶ 目に見える風景の奥にある大切なものを継承する景観づくり
- ▶ 住む人がふるさとを慈しみ、誇りに思い、おもてなしの心を伝えていく景観づくり
- ▶ 風景を見つめ直す意識を醸成し、多くの人と手をたずさえる景観づくり

景観は、直接目にする表面的な「見え」だけではなく、風土・風光を含めた地域の全体的な雰囲気、歴史文化、人々の営みなどが総合的に映しだされたものです。

笛吹市の景観づくりは、まず第一に、市民が笛吹市の美しい風景を享受し、そうした風景に抱かれて暮らすことを誇りに思い、心豊かに過ごせることです。そして、市民が誇る風景とは、同時に来訪者にとっても良い風景であり、好ましい風景として映るものです。

本市の景観形成にあたっては、市民が笛吹市らしい美しい風景の中で心豊かに暮らすことを通じて、桃源郷と称されるふるさとの風景を、胸を張って誇れるような景観づくりを進めていくことを基本理念とします。

## 3 景観形成の目標

- 大地の構造が育んだ自然・風土・歴史文化を守り、活かす風景を創出します
- 笛吹市らしい個性と魅力を育み、市全体が豊かで元気になる風景を創出します
- 住む人の心づかいが支える美しい桃源郷の風景を維持・創出します
- ふるさとに住む誇りと感動を共有する協働による風景づくりを進めます



・ 桃源郷の春

## 4 景観形成方針

### ■ 笛吹市全体の景観形成方針の体系

#### 1. 風土に学ぶ森や水の豊かな自然と共生する風景づくり

- 自然の地形に細やかに添う風景を大切に
- 笛吹川や多様な水辺景観を本市の特色として活かす
- 丘陵地から山地にかけて広がる豊かな森林景観を守り、活かす
- 貴重な自然を守り、自然と共生する環境を創る
- 自然と親しむふれあいの風景を育む



・ 御坂山地の森林景観

#### 2. 桃源郷の眺望を誇り、活かす風景づくり

- 山なみを背景とする桃源郷の優れた眺めを守る
- 良好な視点場を守り、活かす
- 本市のイメージを象徴する特徴ある眺望景観を創出する



・ 桃源郷と南アルプスの眺望

#### 3. 桃源郷の美しい樹園景観と農村景観を守り、活かす風景づくり

- 桃源郷を支える農の風景を守り、活かす
- 永い営みに培われた特色ある集落景観を維持し、継承する
- 「農」を通じた交流を深める
- ふるさとの原風景・里山の景観を守り、再生する



・ 遊休農地を活用した菜の花の風景

#### 4. 甲斐国千年の都の歴史文化を継承する風景づくり

- 甲斐国千年の都を風格づける歴史文化遺産を守り、活かす
- 芦川地区などの文化的景観を守り、継承する
- 潜在的な歴史文化が展開する古道と景観資源を活かす
- 地域に息づく身近な歴史文化的景観資源を顕在化し、活かす



・ 兎造り古民家

#### 5. 生き生きとしたおもてなしの心を育む風景づくり

- 笛吹市を印象づけるまちや地域のシンボル景観を創る
- 果実郷・温泉郷の観光と交流の風景を創る
- 個性ある景観を効果的に結ぶ風景回廊を創る
- 四季折々の彩りを感じる風景づくりを進める



・ 温泉街の近津用水と桜並木

#### 6. 心を豊かにする身近で親しみある風景づくり

- 地域特性と調和したまちなみ景観を創る
- 身近な公共施設等の景観を見直し、魅力を高める
- 地域固有の祭りやイベントを充実する
- 暮らしに身近な景観を再認識し、共有財産として活かす



・ 中心市街地・市部通り

# ■良好な景観形成のために行為を制限すること

## 1 建築行為や開発行為等に関する基本的方針

### ■基本的な考え方

笛吹市の豊かな自然と桃源郷の美しく個性的な景観を維持・保全し、笛吹市らしい良好な景観形成を図っていくためには、建築行為や開発行為等に一定のルールを設け、自然や特色ある地域景観と調和し、統一感のとれたものにしていくことが必要です。

そのために、市域を大きく3つの景観形成地域に区分し、地域ごとに特性に応じた建築行為や開発行為等の制限事項（行為の届出と景観形成基準の遵守）を定めました。

### ■景観形成地域の区分

おおむね、本市の特徴的な地形や土地利用に即し、市域を「樹園居住景観形成地域」、「山麓・山間景観形成地域」、「森林景観形成地域」の3つの地域に区分し、地域特性に応じた良好な景観形成を推進します。

#### ■樹園居住景観形成地域

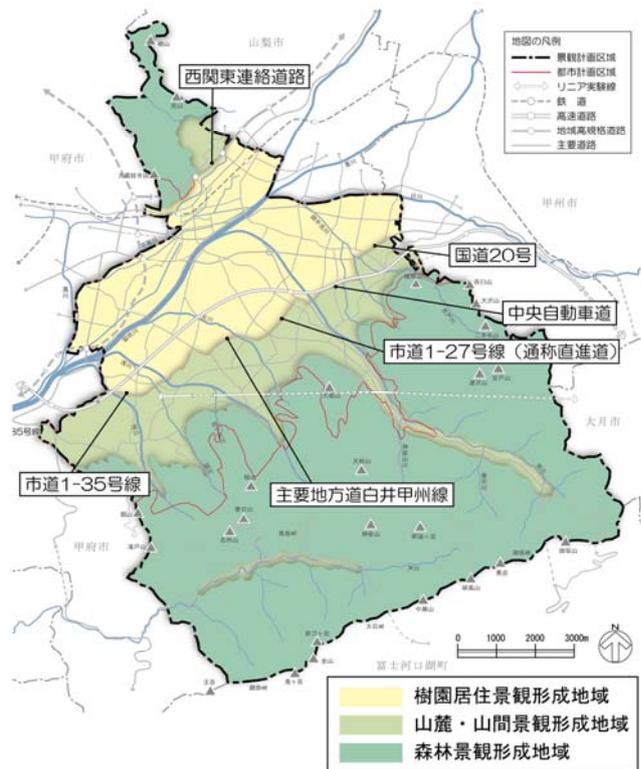
笛吹川低地部を中心とした、既成市街地と郊外の住宅地・集落地・農地が混在する地域

#### ■山麓・山間景観形成地域

甲府盆地の丘陵地や扇状地一帯に広がる山麓の樹園集落地域と、金川上流部や芦川沿いに形成された山間の農山村集落地域

#### ■森林景観形成地域

北側の大蔵経寺山や兜山周辺、南側の御坂山地の稜線から山麓に広がる山と森林の地域



### ■行為を制限する事項

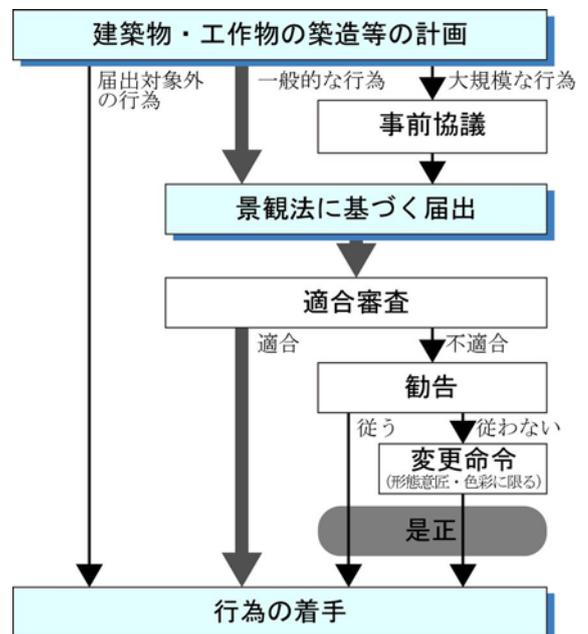
全ての建築行為や開発行為等のうち、その行為により周辺の景観に影響が大きいと考えられる一定規模以上の行為については、行為者は届出対象行為\*として景観法に基づき笛吹市景観計画および条例で位置づけられた行為の届出を行わなければなりません。

\*届出対象行為については、5ページをご覧ください。

#### ●行為にあたっての基本方針

- 豊かな自然環境や優れた眺望、桃源郷の美しい景観を損なうことのないよう最大限配慮するとともに、地域の景観特性を尊重し、地域景観と調和した景観形成を図ります。
- 景観形成推進ゾーンをはじめ、景観形成上重要な地域や場所については、良好な景観や眺望を損なわないよう十分に配慮します。

#### <手続きの流れ>



## 2 3つの景観形成地域における届出対象行為

市内において以下の行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに市長に届出が必要です。また、大規模な行為については届出前に事前協議が必要となります。

届出に対して、市は提出された行為の内容を景観形成基準\*に照合し、適合と判断した行為については、その旨を通知します。また、不適合と判断した行為については指導を行ない、従わない場合には勧告を行います。

\* 景観形成基準についてお知りになりたい方は、笛吹市建設部まちづくり整備課までお問い合わせ下さい。

### ■届出対象行為

行為の種類		樹園居住景観形成地域	山麓・山間景観形成地域	森林景観形成地域	
建築物	新築、改築、増築若しくは移転	高さ 13m又は行為部分の床面積の合計が 500㎡を超えるもの	高さ 10m又は行為部分の床面積の合計が 250㎡を超えるもの	行為部分の床面積の合計が 10㎡を超えるもの	
	外観の模様替え、色彩の変更	高さ 13m又は床面積の合計が 500㎡を超える建築物で、変更部分の面積の合計が 10㎡を超えるもの	高さ 10m又は床面積の合計が 250㎡を超える建築物で、変更部分の面積の合計が 10㎡を超えるもの	変更部分の面積の合計が 10㎡を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	垣、さく、塀の類	高さ 3mを超えるもの	高さ 2mを超えるもの	高さ 1.5mを超えるもの
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ 15mを超えるもの	高さ 15mを超えるもの	高さ 15mを超えるもの
		煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	高さ 13mを超えるもの	高さ 10mを超えるもの	高さ 5mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ 13m又は築造面積が 500㎡を超えるもの	高さ 10m又は築造面積が 250㎡を超えるもの	高さ 5m又は築造面積が 10㎡を超えるもの
開発等の行為	土地の形質の変更	行為面積が 900㎡を超えるもの又は高さ 3mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	行為面積が 500㎡を超えるもの又は高さ 2mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	行為面積が 300㎡を超えるもの又は高さ 1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	鉱物の掘採又は土石の類の採取	行為面積が 900㎡を超えるもの又は高さ 3mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	行為面積が 500㎡を超えるもの又は高さ 2mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	行為面積が 300㎡を超えるもの又は高さ 1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	高さ 3m又は面積が 500㎡を超えるもので、期間が 90日を超えるもの	高さ 2m又は面積が 300㎡を超えるもので、期間が 90日を超えるもの	高さ 1.5m又は面積が 100㎡を超えるもので、期間が 90日を超えるもの	
	木竹の伐採	土地の用途変更を目的とした伐採面積が 300㎡を超えるもの	土地の用途変更を目的とした伐採面積が 300㎡を超えるもの	土地の用途変更を目的とした高さ 10mを超えるもの又は伐採面積が 300㎡を超えるもの	

## ■ 景観資源等の魅力を高めるために定めること

良好な景観の保全と景観資源等の魅力や質的な向上を図るため、笛吹市では、建築物等の行為の制限に加えて、以下の事項を定め、取り組んでいきます。

### ● 法律に基づいて定めるもの

①景観上重要な建造物や樹木について・・・  
景観上重要な建造物や樹木を指定し、積極的な保全と魅力ある景観形成を進めます。

②景観上重要な公共施設について・・・  
景観上重要な道路、河川、公園等を指定し、景観に配慮した整備を進めます。

③屋外の広告物について・・・  
屋外広告物の表示・設置等について一定の制限を定め、良好な景観に対する配慮と秩序ある景観の創出に努めます。

④樹園景観の維持・向上について・・・  
本市を代表する郷土景観である美しい桃源郷の風景の維持・保全と、樹園景観の魅力の向上に向けて、景観に配慮した農業施策の方向を定める計画づくりを検討します。



### ● 笛吹市独自で定めるもの

①眺望景観について・・・  
優れた眺望や重要な眺望場所の指定、維持保全等に関する事項を定め、眺望景観の魅力を高め、活用する取り組みを進めます。

②文化的景観について・・・  
芦川地区の農山村景観や桃源郷の景観を本市の文化的景観として選定し、景観の維持・保全と魅力を高める景観づくりを進めます。

③歴史的景観について・・・  
重要な史跡や伝統的建造物については、文化財の保存・活用と併せて、周辺と一体となった歴史的景観づくりを進めます。



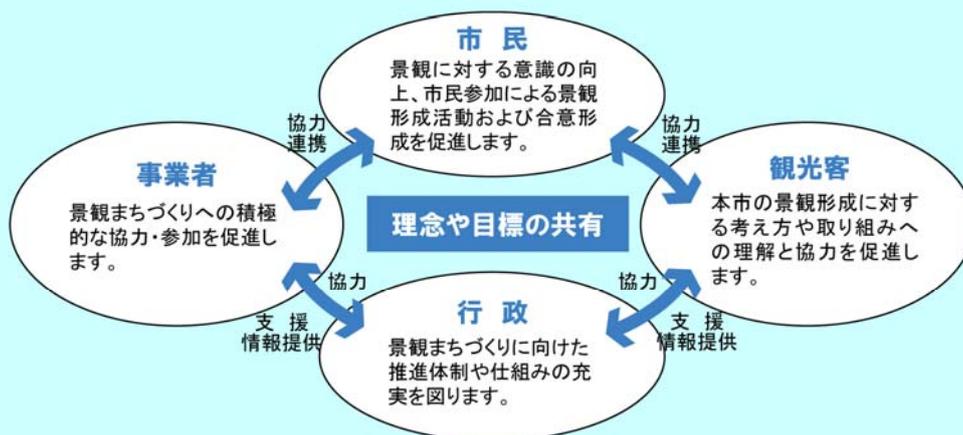
・桃・スモモが咲きほこる樹園景観

## ■ 景観まちづくりの推進に向けた考え方

良好な景観を形成していくためには、行政をはじめ、市民や事業者、観光客等の来訪者など、多くの人々の理解と協力がなければ実現できません。

先人から受け継いだ笛吹市固有の風景を守り・育てていくために、一人一人が笛吹市の財産である景観の価値や魅力を再認識するとともに、計画に掲げた理念や目標を共有したうえで、それぞれがお互いの役割を認め合い、協働による景観まちづくりを一步一步着実に進めていきます。

### 多様な人々の協働による「景観まちづくり」を推進します



# ■協働で進める景観まちづくりの当面の取り組み

## 1 「景観形成推進ゾーン」の取り組みの推進

### ■景観形成推進ゾーン選定の考え方と8つの推進ゾーン

景観計画では、先導的に景観形成を推進すべき候補地として、以下のような考え方に基づき8つの「景観形成推進ゾーン」を選定しています。この推進ゾーンは、今後、必要に応じて順次追加していくものとします。

景観形成推進ゾーンは、地域の住民等との協働により、できるところから無理のない着実な取り組みを進めていきます。

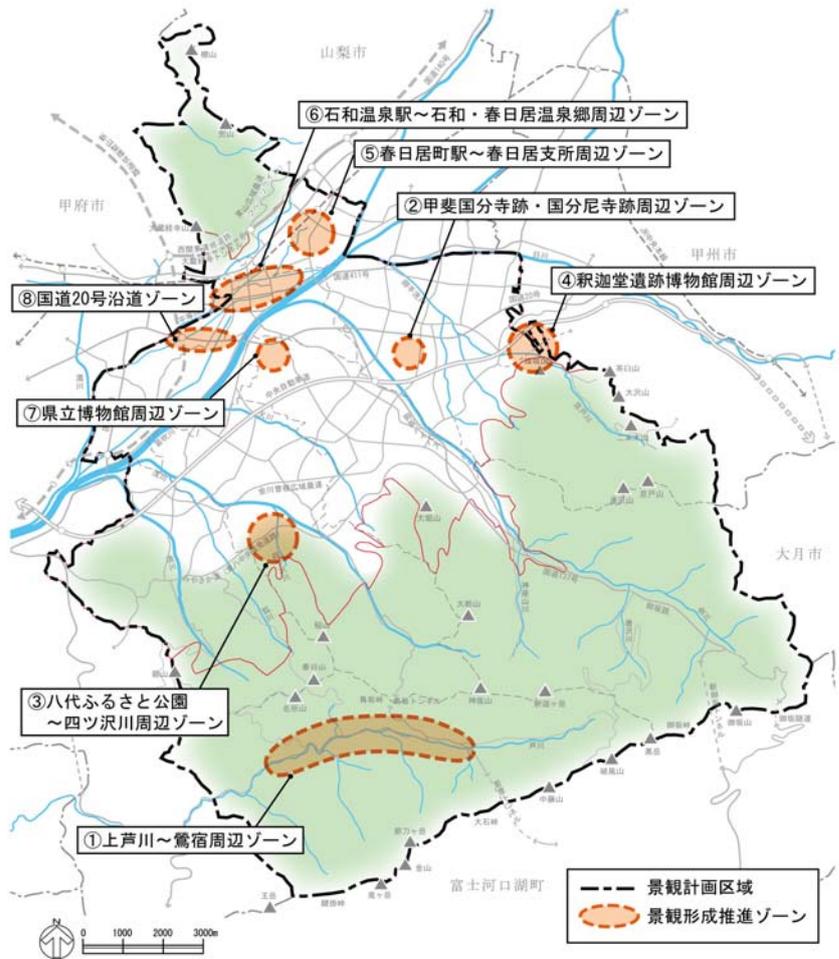
#### ●8つの推進ゾーン

##### ■選定の考え方

- 笛吹市らしさ・象徴性を担い、本市のシンボルとして良好な景観形成が不可欠なところ
- 際立った特徴と高い景観的資質を備え、景観の保全・整備の必要性が高いところ
- 景観に関わるまちづくりプロジェクトが実施あるいは計画されているところ
- 地域住民による主体的な景観まちづくりの取り組みが行われているところ など

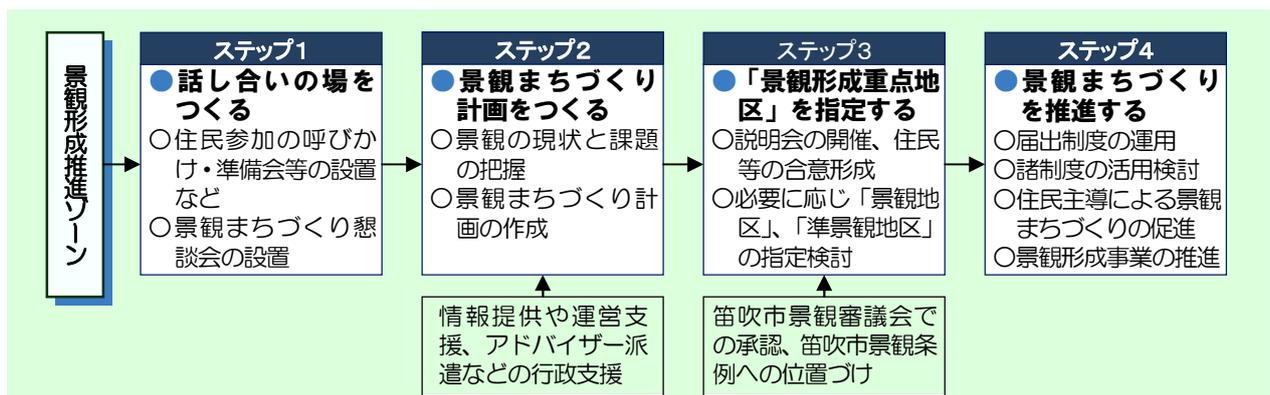


・甲斐国分寺跡



### ■景観形成推進ゾーンの取り組みの流れ

景観形成推進ゾーンにおいては、住民の意欲が高いところから、下に示すような手順で具体的な景観まちづくりの取り組みを推進していきます。



## 2 芦川地区の「景観形成重点地区」に向けた検討

景観形成推進ゾーンのうち、特に、重点的に景観形成を進める必要性の高い地区を、笛吹市景観条例に基づき「景観形成重点地区」として指定し、重点的な景観まちづくりの取り組みを進めます。

中でも芦川地区（上芦川～鶯宿）では、兜造りの古民家群や石垣群の保存、地域活性化の取り組み、地区独自の景観条例の制定などが既に行われていることから、先行的地域として、景観形成重点地区に指定し、景観形成の方向性を検討することが望まれます。

### ■「景観形成重点地区」の指定基準

- 既に景観形成に関する何らかの取り組みが行われていること
- 景観形成に関する活動組織や検討組織が設けられていること
- 地区の景観形成計画が作成されていること など

### 【芦川地区の景観形成の目標】

#### 美しい自然と歴史、生活文化の未来への継承と元気な里づくり

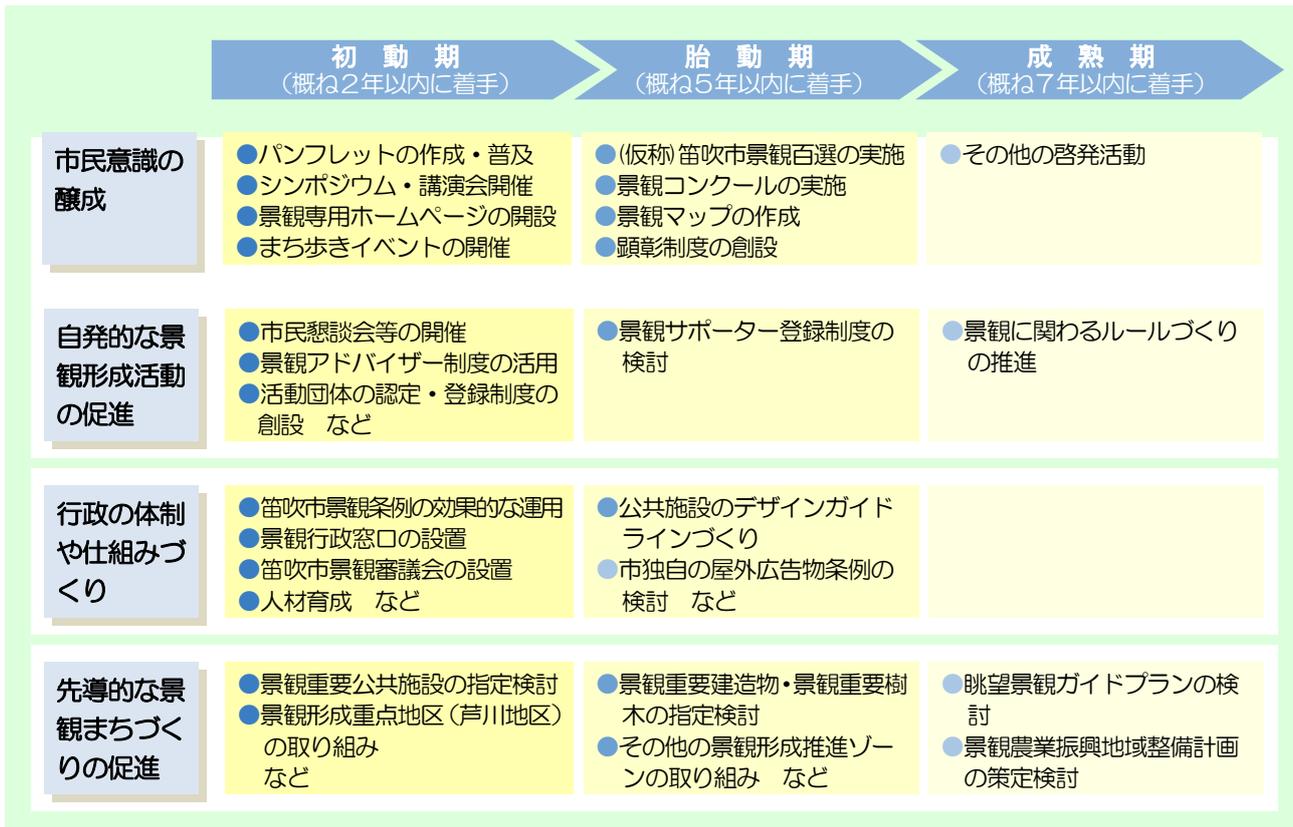
芦川溪谷の美しい自然と風土、兜造りの古民家群や石垣（石垣遺構）など、古人の永い営みによって育まれてきた山里の歴史文化的景観を守り、次代に継承するとともに、いつまでも住み続けられる元気な里づくりをめざします。



・鶯宿の集落

## 3 景観施策の実現に向けた段階的な取り組み

笛吹市景観計画の策定後、当面、10年後を見据え、以下のような段階的な取り組みを進めていきます。



### 「笛吹市風景づくり市民懇談会」がシンポジウムを主催し、風景づくりへの提案を行いました

#### ●風景づくりシンポジウムの概要

日時：平成23年1月22日(土) 午後1時30分～4時

場所：いちのみや桃の里

ふれあい文化館多目的ホール

第1部 風景づくり市民プランの提案発表と提出

第2部 懇談会参加者を含めたパネル型意見交換



### LANDSCAPE PLANNING OF FUEFUKI CITY

#### 笛吹市景観計画 概要版

平成25年3月

#### 笛吹市 建設部 まちづくり整備課

〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部 777

TEL 055-261-3334(直) FAX 055-261-3335

URL <http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/>